

我が国の海洋基本計画の見直し

原井 直子

 国立国会図書館調査及び立法考査局
 総合調査室

【要 旨】

我が国最初の海洋基本計画は、海洋基本法に基づいて平成20年3月に成立した。同法は、海洋政策の推進体制として総合海洋政策本部の設置と海洋基本計画の5年ごとの見直しも規定している。その後、海洋基本計画に従って実施された諸施策は多くの成果を挙げてきた。また、平成20年以降の5年の間に、東日本大震災発生による海洋政策の変化、海洋権益・海洋安全保障をめぐる国際情勢の変化が起こっている。平成24年度に入って、総合海洋政策本部及び参与会議は海洋基本計画の見直しを開始した。同時に、海洋基本法戦略研究会をはじめとする関係団体も見直しに関する提言をとりまとめ公表する動きをみせた。平成25年の春には見直し作業が終了し、新たな海洋基本計画が策定される予定である。

はじめに

平成19年に成立した海洋基本法（平成19年法律第33号）は、海洋政策の推進体制として内閣に総合海洋政策本部を設置すること、同本部が海洋基本計画案の策定を任務の1つとすることを定めている。この規定に従って案が策定され、平成20年3月18日の閣議決定を経て、我が国で最初の海洋基本計画⁽¹⁾が成立した。

海洋基本法は、また、海洋基本計画について5年ごとに見直しを行うと規定している。平成24年度は最初の海洋基本計画の成立から5年目に当たる。同年度に入って海洋基本計画の見直し、すなわち、次期海洋基本計画策定に向けた動きが始まった。

本稿では、Ⅰで現行の海洋基本計画及び関連する諸事項について簡略に紹介し、Ⅱで海洋基本計画に基づいて実施された5年間の海洋諸施策の状況やその間の情勢の変化を俯瞰した上で、次期海洋基本計画に関する関係団体の動きをⅢで、総合海洋政策本部による見直しの動きをⅣで紹介する。

Ⅰ 海洋基本計画

1 海洋に関する国際的動向

最初に、海洋基本法成立前の国際的動向のうち、我が国の海洋政策に多大な影響を与えることとなったものに絞って簡単に紹介しておきたい。

1982（昭和57）年に採択され、1994（平成6）年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」（以下「国連海洋法条約」）⁽²⁾は、現在の国際海洋秩序の枠組みを構築した。我が国は、国連海洋法条

* 本稿の執筆時点は平成25年2月10日である。インターネット情報の最終アクセス日も平成25年2月10日である。

(1) 「海洋基本計画」（平成20年3月18日閣議決定）

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318kihonkeikaku.pdf>〉

(2) 「海洋法に関する国際連合条約」（United National Convention on the Law of the Sea.

〈http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/contents.htm〉 同条約の発効は1994（平成6）年11月16日だが、日本においては1996（平成8）年7月20日に発効した。概要は、以下を参照のこと。「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」外務省ウェブサイト 〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html>〉

約を1983年（昭和58）年2月に署名、1996年（平成8）年6月に批准した。同条約によって構築された国際的な枠組みの重要なポイントは次のとおりである。

- ①海洋が公海、領海⁽³⁾、排他的経済水域(Exclusive Economic Zone、以下「EEZ」)⁽⁴⁾及び大陸棚⁽⁵⁾等⁽⁶⁾に区分された。
- ②同一の海域でも区分に従って重層的な管理制度が導入された。
- ③世界全体としては、公海が縮小し、沿岸国の権限が拡大した。

この新たな国際海洋秩序の枠組みを前提として、我が国の海洋政策も進められている。

環境問題についての国際的な動向も海洋政策において重要である。1992（平成4）年にリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（UNCED、いわゆる「地球サミット」）で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」（以下「リオ宣言」⁽⁷⁾）は持続可能な開発を宣言したもので、「アジェンダ21」⁽⁸⁾はその行動計画であり、これらがその後の地球環境問題に対する国際的な取組みを活発化させる契機となった。

「温暖化に伴う海面上昇、広域化する海洋汚染、海洋生態系の攪乱等」⁽⁹⁾の海洋環境問題が顕在化しつつある現在、海洋政策にとっても環境問題は重要であり、「リオ宣言」と「アジェンダ21」は環境問題に関してとるべき方向性を示す基本文書となっている⁽¹⁰⁾。

2 海洋基本法

1994（平成6）年の国連海洋法条約発効以降、主要国では海洋に関する基本的な国内法の整備が進められていたが、我が国では、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」（平成8年法律第74号）が制定された他は、必要最低限の国内法整備⁽¹¹⁾にとどまり、積極的な海洋の総合的管理に関する法整備には至らなかった。海洋に関する国内法整備の動きは、平成18年の超党派国会議員及び有識者からなる「海洋基本法研究会」⁽¹²⁾結成によって活発化した。海洋基本法研究会は「海洋基本法案（仮称）の概要」⁽¹³⁾をとりまとめ、これを基に作成された海洋基本法案が

- (3) 沿岸国の基線（海岸の低潮線、又は海岸線が著しく曲折している場合の海に向かって最も外側の低潮線上の点を結んだ直線）から測定して12海里（約22km、1海里=1,852m）を超えない範囲で、沿岸国は領海の幅を決めることができる。低潮線とは、潮の干満により海面が最も低くなったときの海岸線である。
- (4) EEZは、領海を超えてこれに接続する水域で、領海の幅を測定する基線から200海里（約370km）までの水域である。領海はEEZに含まれない。EEZにおいて沿岸国は、水中及び海底の天然資源（生物・非生物）に対する主権的権利や経済的目的の探査及び開発のためのその他の活動（エネルギー生産等）に関する主権的権利を有している。また、人工島・設備・構築物の設置及び利用等、科学的調査、環境保護及び保全に関する管轄権を有している。
- (5) 大陸棚はEEZの海底及びその下であるが、国連海洋法条約の規定により200海里を超えて延長することができる。大陸棚において、沿岸国は、天然資源の開発に関する主権的権利、人工島・設備・構築物の設置及び利用に係る管轄権を有している。
- (6) 国連海洋法条約では、他に、接続水域、国際航行に使用されている海峡、深海底などについての規定もあるが、本稿では省略している。
- (7) *Rio Declaration on Environment and Development*.
(<http://www.un.org/documents/ga/conf151/aconf15126-1annex1.htm>)
- (8) 国連事務局監修（環境庁・外務省監訳）『アジェンダ21—持続可能な開発のための人類の行動計画 '92地球サミット採択文書』海外環境協力センター、1993。（*Agenda 21 : Conference on environment and development : Jun 1992, Rio de Janeiro, Brazil*, New York: Oceana, c1992.）
- (9) 前掲注（1）、p.2.
- (10) 1992（平成4）年の「環境と開発に関する国際連合会議」では、リオ宣言、アジェンダ21の他に、気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: 地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを定める条約。1994（平成6）年3月発効、日本は1992（平成4）年に署名、1993（平成5）年5月に批准。）、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity : 生物の多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする条約。日本は1993（平成5）年5月に締結、同年12月に発効）など海洋政策にも影響する環境に関する重要な条約が成立しているが、その詳細は本稿では省略する。
- (11) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）の成立、海洋保安庁法（昭和23年法律第28号）の改正（平成13年法律第114号）など。

表1 海洋基本法の6つの基本理念と12の基本的施策

海洋基本法の基本理念		海洋基本法の基本的施策	基本的施策の海洋基本計画における主な内容
理念1 「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」 (開発・環境)	海洋エネルギー・鉱物資源開発	施策1 「海洋資源の開発及び利用の推進」	・水産資源の保存管理 ・エネルギー・鉱物資源の開発の推進 探査技術、石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床・コバルトリッチクラスト、その他自然エネルギー
	海洋再生可能エネルギー	施策2 「海洋環境の保全等」	・生物多様性の確保等のための取組み 行動計画策定、海域公園地区指定、 海洋保護区設定 ・環境負荷の低減のための取組み ・海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進
	海洋環境の保全	施策3 「排他的経済水域等の開発等の推進」	・EEZ等における開発等の円滑な推進 大陸棚延長のための対策の推進、外国船による科学調査・資源探査への対応 ・海洋資源の計画的な開発等の推進 水産資源、エネルギー・ 鉱物資源
理念2 「海洋の安全の確保」 (安全確保)	平和と安全の確保	施策4 「海上輸送の確保」	・外航海運業における国際競争力 安定的な国際海上輸送確保 （日本船籍・日本人船員確保、トン数標準税制創設・拡大） ・船員等の育成・確保 ・海上輸送拠点の整備 国際コンテナ戦略港湾、船舶・港湾使用手続電子申請化 ・海上輸送の質の向上
	自然災害		
理念3 「科学的知見の充実」 (科学的知見)		施策5 「海洋の安全の確保」	・平和と安全の確保のための取組み 周辺海域等における秩序の維持 （不審航行、密輸・密航等、海賊行為等の対策）、海上交通ルール見直し、台風予報 ・海洋由来の自然災害への対策 高潮対策、海岸保全施設、災害情報の迅速・的確な提供、地震・津波の予測能力向上
理念4 「海洋産業の健全な発展」 (海洋産業)	水産業	施策6 「海洋調査の推進」	・海洋調査の着実な実施 各府省の一体的調査 （船舶の計画的整備、調査計画の調整） ・海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備 ・ 海洋に関する情報の一元的管理・提供 ・国際連携
	海運業	施策7 「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」	・基礎研究の推進 ・政策課題対応型研究開発の推進 地球温暖化問題、巨大海底地震・津波、 鉱物資源開発 ・研究基盤の整備 船舶・設備の充実、人材育成、イノベーション・システム強化 ・連携の強化 新しい構想の推進システムの構築、事前評価
	新たな産業		
理念5 「海洋の総合的管理」 (総合的管理)	離島保全、低潮線保全大陸棚限界画定	施策8 「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」	・経営基盤の強化 ・新たな海洋産業 ・海洋産業の動向の把握
	沿岸域の総合的管理	施策9 「沿岸域の総合的管理」	・陸域と一体的に行う沿岸域管理 ・沿岸域における利用調整 ・沿岸域管理に関する連携
理念6 「海洋に関する国際的協調」 (国際協調)		施策10 「離島の保全等」	・ 離島の保全・管理 離島の基本方針、低潮線保全法、EEZ基点離島の状況把握、無地名離島の名称付与、沖ノ島鳥島保全等 ・離島の振興 離島航路の維持・改善、産業振興策、社会資本整備
		施策11 「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」	・海洋の秩序形成・発展 ・海洋に関する国際的連携 ・海洋に関する国際協力
		施策12 「海洋に関する国民の理解の増進等」	・海洋への関心を高める措置 情報発信、行事・イベント、海洋立国推進功労者表彰 ・次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進 ・新たな海洋立国を支える人材の育成

(注) 表中の「海洋基本法の基本理念」は必要に応じて細分している。「基本的施策の海洋基本計画における主な内容」の欄は、海洋基本計画中の12の基本的施策に対応するより具体的な記述から抜粋したものである。また、内閣官房総合海洋政策本部事務局「海洋基本計画における主な海洋施策」(海洋基本計画参考資料)(平成20年3月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318sisaku.pdf>) に挙げられている11の具体的施策については、ゴシック太字で示した。基本理念と基本的施策を結ぶ線は主な関係のみを示している。施策12がどの基本理念とも線で結ばれていないのは、どの基本理念にも関係するためである。なお、以降の本文中で用いるための略語として、6つの基本理念は理念1～理念6、12の基本的施策は施策1～施策12を示し、さらに、理念1～理念6についてはそれぞれ()内にその内容を省略した語を付している。

(出典)「海洋基本法」(平成19年法律第33号)；「海洋基本計画」(平成20年3月18日閣議決定)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318kihonkeikaku.pdf>)；内閣官房総合海洋政策本部事務局「海洋基本計画における主な海洋施策」 同上に基づいて筆者作成。

議員立法（第166回国会衆法第11号）として平成19年4月3日に国会に提出され、海洋基本法は同年4月20日に成立し7月20日に施行された⁽¹⁴⁾。

海洋基本法では6つの基本理念を掲げた（第2条～第7条）。また、第3章で12の基本的施策を示している（第17条～第28条）。これら6つの基本理念と12の基本的施策の関係については表1で簡略化して示した。（以下では、6つの基本理念と12の基本的施策について表1で示した略語を用いる。）

理念1（開発・環境）では、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全が別々でなく1つの基本理念としてまとめられたところに「リオ宣言」や「アジェンダ21」の持続可能な開発という考え方が反映されている⁽¹⁵⁾。施策1「海洋資源の開発及び利用の推進」と内容の重複もある施策3「排他的経済水域等の開発等の推進」をあえて掲げたこと、施策10「離島の保全等」を掲げたことなどは、国連海洋法条約で定まった国際海洋秩序についての我が国における海洋政策の対応を示している。施策9「沿岸域の総合的管理」は沿岸域にも多面的な利用や環境保全をあわせた総合的管理が必要との認識の表れとなっている。

海洋基本法の6つの基本理念及び12の基本的施策は、以後、我が国の海洋政策を検討・実施する際の枠組みとなった。基本的施策を遂行するための推進体制と海洋基本計画の策定についても海洋基本法は定めている。また、「政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない」と資料の作成・公表についても定められた（第15条）。

3 総合海洋政策本部

海洋政策の推進体制のあり方については様々な議論⁽¹⁶⁾の結果、「内閣一丸となった強い指導力を重視して」⁽¹⁷⁾総合海洋政策本部が内閣に設置されることになった（第29条）。同本部長には総理大臣を、同副本部長には内閣官房長官と海洋政策担当大臣を、本部員には本部長、副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる（第32条～第34条）。このように、政府の長が海洋に関して直接指揮をとる体制を持つのは我が国のみであり、海洋政策担当の大臣を置く国も多くない⁽¹⁸⁾。なお、この推進体制は5年後を目途として再検討されることになっている（附則2）。

また、総合海洋政策本部には、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、本部長に意見を述べることを任務とする参与会議が設置された⁽¹⁹⁾。有識者から任命される参与は10人以内でその任期は2年である。総合海洋政策本部の事務を処理するために、内閣官房に総合海洋政策本部事務局が設置された⁽²⁰⁾。

(12) 「海洋基本法研究会」の活動及び当時のメンバーについては、『「海洋基本法研究会」の活動について』海洋政策研究財団ウェブサイト〈http://www.sof.or.jp/jp/topics/07_2.php〉を参照。

(13) 海洋基本法研究会「海洋基本法案（仮称）の概要」2006.12.7.〈http://www.sof.or.jp/jp/topics/pdf/070105_02.pdf〉

(14) 市岡卓「海洋基本法と新たな海洋立国の実現」『環境管理』Vol.47 No.9, 2011.9.

(15) 海洋基本法第1条の「海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素である」という箇所が「アジェンダ21」の第17章冒頭の表現をなぞったものとなっていることから、その影響が窺われる。

(16) 寺島紘士「海洋基本法の制定の背景、経緯、論点」（特集・海・資源・環境—国際法・国内法からのアプローチ）『ジュリスト』1365, 2008.10.15, p.10に「内閣府に総合海洋政策会議を置く案と内閣官房に総合海洋政策本部を置く案のそれぞれの長所・短所が最後まで比較検討に付された。」とある。また、「解説 海洋基本計画の見直しと第2期計画策定に関する検討について」『海洋産業研究会会報』Vol.43 No.1, 2012.1.20, p.15には「基本法の立法過程で、推進体制の在り方に関して、海洋省新設論に始まり、内閣府のなかに一定の組織体を置くか内閣官房のもとに置くか、という議論があり」と記述されている。

(17) 寺島 同上, p.10.

(18) 次の資料を参照。海洋政策研究財団「各国のおよび国際社会の海洋政策の動向報告書」（平成21年度総合的の海洋政策の策定と推進に関する調査研究）〈http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/201003_ISBN978_4_88404_237_0.pdf〉

(19) 「総合海洋政策本部分令（平成19年政令第202号）」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dail/siryoul.pdf>〉

4 海洋基本計画

海洋基本計画は、①海洋に関する施策についての基本的な方針、②海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項を定めるものであり、総合海洋政策本部が案を作成し、閣議決定を経て公表される。海洋基本計画は、おおむね5年ごとに見直しが行われ必要な変更が加えられる。(第16条)

現行の海洋基本計画⁽²¹⁾は、平成20年3月に閣議決定された総合海洋政策を推進するための我が国最初の基本計画である。「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」においては、海洋基本法の12の基本的施策に従ってより具体的な記述⁽²²⁾がされている(表1)。海洋基本法第15条の規定に基づき、その進捗状況は「毎年度、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策をとりまとめ、適切な方法により公表」⁽²³⁾される。

5 関連する各種基本計画

海洋基本計画は単独で存在するわけではない。密接な関連のある、あるいは重なり合う他の基本計画が幾つか存在する。これらについて、海洋基本計画との関連を中心に紹介する。(表2)

環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である(環境基本法(平成5年法律第91号)第15条)。環境基本計画の対象には海洋環境も含まれている。海洋基本計画成立時の最新のものは、平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画⁽²⁴⁾であった。また、平成19年11月には「第三次生物多様性国家戦略」⁽²⁵⁾が策定された。

科学技術基本計画は、研究開発の推進に関する総合的な方針、研究施設・設備や研究環境の整備に関する総合的かつ計画的な施策、その他科学技術振興に必要な事項を定めるものである(科学技術基本法(平成7年法律第130号)第9条)。海洋基本計画成立時の最新の計画は、第3期科学技術基本計画(平成18年度～平成22年度)で、10年間を見通した上での5年間計画となっている⁽²⁶⁾。

水産基本計画は、水産に関する施策についての基本方針、水産物の自給率の目標、水産に関する総合的かつ計画的な施策等を定めるものである(水産基本法(平成13年法律第89号)第11条)。

(20) 「総合海洋政策本部事務局の設置に関する規則」(平成19年6月26日内閣総理大臣決定)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dail/siryoul.pdf>)

(21) 前掲注(1)

(22) 「海洋基本計画」の「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」を、具体的な内容に従ってコンパクトにまとめた次の資料も参考になる。内閣官房総合海洋政策本部事務局「海洋基本計画における主な海洋施策」(海洋基本計画参考資料)(平成20年3月)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318sisaku.pdf>)

(23) 前掲注(1), p.43.

(24) 「環境基本計画—環境から拓く新たなゆたかさへの道—」(平成18年4月7日閣議決定) 環境省ウェブサイト
(http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html)

(25) 「生物多様性条約」(前掲注(10)参照)第6条で締約国が作成するとされた生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画について、日本が策定したのが「生物多様性国家戦略」である。(「第三次生物多様性国家戦略」(平成19年11月27日閣議決定)
環境省自然環境局生物多様性センターウェブサイト (http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/nbsap_3.pdf)

(26) 「科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)(科学技術政策)
内閣府ウェブサイト (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/kihon3.html>)
なお、科学技術政策全般及び海洋科学技術政策の歴史と現状については、伊地知寛博「総合科学技術政策と海洋資源・エネルギーに係る科学技術政策との対応とその変遷」『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』(調査資料2012-6) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013を参照。

表2 各種基本計画

名 称	環境基本計画	科学技術基本計画	水産基本計画	エネルギー基本計画
基本法 (法律番号)	環境基本法 (平成5年法律第91号)	科学技術基本法 (平成7年法律第130号)	水産基本法 (平成13年法律第89号)	エネルギー政策基本法 (平成14年法律第71号)
審議会等 (設置を定めた法律)	中央環境審議会 (環境基本法第41条)	総合科学技術会議 (内閣府設置法(平成11年法律第89号)第26条)	水産政策審議会 (水産基本法第35条)	総合資源エネルギー調査会 (経済産業省設置法(平成11年法律第98号)第18条)
設置省庁	環境省	内閣府	農林水産省	経済産業省資源エネルギー庁
構成ほか	委員：30人以内の学識経験者／環境大臣が任命	14人以内 議長：内閣総理大臣 構成員：内閣官房長官、科学技術政策担当大臣等、官僚・有識者	委員：30人以内の学識経験者／農林水産大臣が任命	委員：30人以内／経済産業大臣が任命 (総合資源エネルギー調査会令(平成12年政令第293号))
見直し周期	6年	5年	5年	3年
最初の基本計画成立	平成6年12月	平成8年7月	平成14年3月	平成15年10月
海洋基本計画成立時の基本計画	第3次「環境基本計画—環境から拓く新たなゆたかさへの道—」(平成18年4月7日閣議決定)	第3期「科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)	第2次「水産基本計画」(平成19年3月20日閣議決定)	第2期「エネルギー基本計画」(平成19年3月9日閣議決定)
最新の基本計画	第4次「環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)	第4期「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)	第3次「水産基本計画」(平成24年3月23日閣議決定)	第3期「エネルギー基本計画」(平成22年6月18日閣議決定)

(出典)「環境基本計画」環境省ウェブサイト〈http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html〉；「科学技術基本計画」文部科学省ウェブサイト〈http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/main5_a4.htm〉；「新たな水産基本計画」水産庁ウェブサイト〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/〉；「エネルギー基本計画について」経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト〈http://www.enecho.meti.go.jp/topics/kihonkeikaku/new_index.htm〉等に基づいて筆者作成。

海洋基本計画成立時には、平成19年3月に閣議決定された水産基本計画が最新のものであった⁽²⁷⁾。海洋基本法の理念1(開発・環境)には水産資源の保存管理も含まれており、また、理念4(海洋産業)にも水産業が含まれている。水産基本計画の内容のかなりの部分が海洋基本計画の範囲に含まれる関係にある。

エネルギー基本計画は、エネルギー需給の基本方針、長期的、総合的かつ計画的な施策、重点的施策を講ずべきエネルギー技術及びその施策、その他の必要事項を定めるものである(エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)第12条)。海洋基本計画成立時の最新の基本計画は平成19年3月に閣議決定された⁽²⁸⁾。海洋基本法の理念1(開発・環境)に海洋エネルギー開発が含まれているため、エネルギー基本計画についても留意しておく必要がある。

II 5年間の状況

海洋基本計画の見直しの動きをみる前に、同計画が成立した平成20年3月以降の諸施策の実

(27) 「水産基本計画」(平成19年3月20日閣議決定)(新たな水産基本計画)水産庁ウェブサイト〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/〉

(28) 「エネルギー基本計画」(平成19年3月9日閣議決定)経済産業省ウェブサイト〈<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/kihonkeikaku/keikaku.pdf>〉

施状況と海洋に関する情勢の変化についてまとめておきたい⁽²⁹⁾。

1 進捗状況

海洋基本法及び海洋基本計画で定められた規定に基づいて平成20年度分（平成21年版）から年次報告が公表されている⁽³⁰⁾。平成24年5月の総合海洋政策本部参与会議においても、現行の海洋基本計画策定以降の進捗状況をまとめた「現行海洋基本計画の進ちょく状況」（以下「進捗状況」）⁽³¹⁾が提出された。また、海洋関連予算についても毎年公表されている⁽³²⁾。これらの資料から5年間の海洋施策の進捗状況のうち目立つものを抜粋し、6つの基本理念（必要に応じて細分）に従ってとりまとめた（表3及び表4）。

(1) 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

(i) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発

エネルギー・鉱物資源の開発については、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が平成21年3月に策定された⁽³³⁾。同計画は、メタンハイドレート、石油・天然ガス、海底熱水鉱床に各1章を充てており、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床についてはその実用化に向けた探査・技術開発に係る道筋・スケジュールを、石油・天然ガスについてはその探査を主な内容としている。平成24年1月には鉱業法（昭和25年法律第289号）が改正され⁽³⁴⁾、先願者に鉱業権を付与する従来の手続きに代えて、特定鉱物⁽³⁵⁾については国の管理の下で鉱区候補地を指定し、最も適切な主体に鉱業権の設定を許可する手続を創設した。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が建造した新たな海洋資源調査船「白嶺」は平成24年2月に就航した（表3）。

平成24年5月に「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」⁽³⁶⁾が総合海洋政策本部で決定された。平成23年3月の東日本大震災の影響もあって「再生可能エネルギーの開発・利用を加速させることが求められている」とされている。

海洋関連予算をみても、エネルギー・鉱物資源の開発に関してはその額が増加していることがわかる。海洋再生可能エネルギーのうちでは、洋上風力発電開発に関する予算が特に大きくなっている（表4）。

(29) 海洋基本法第16条第5項に「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」とある。

(30) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成21年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成21年8月）；同「平成22年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成22年6月）；同「平成23年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成23年11月）；同「平成24年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成24年8月）（海洋の年次報告について）首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/annual/annualreport.html>〉
なお、平成21年版～平成23年版の年次報告を施策ごとに対比した次の資料も参考にした。「海洋基本法・海洋基本計画と21・22・23年次報告の対比表」（特集1：第2期海洋基本計画の策定に向けて 資料1）『海洋産業研究会会報』Vol.43 No.1, 2012.1, pp.17-63.

(31) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「現行海洋基本計画の進ちょく状況」（総合海洋政策本部参与会議（第6回）資料3）（平成24年5月24日）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai6/siryoushi.pdf>〉

(32) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「海洋関連予算等について」首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sisaku/sisakunituite.html>〉

(33) 経済産業省「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（平成21年3月24日総合海洋政策本部了承）〈<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/090324/honbun.pdf>〉

(34) 「鉱業法の一部を改正する等の法律」（平成23年法律第84号）の公布は平成23年7月22日、施行は平成24年1月21日。

(35) 特定鉱物とは、石油、天然ガスなどの国民経済上特に重要な鉱物である。

(36) 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（平成24年5月25日総合海洋政策本部決定）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/energy/torikumihousin.pdf>〉

表3 5年間の海洋施策の進捗状況

年次報告	年次報告第1部に挙げられた成果・特集タイトルと「現在までに達成した主な成果」
	海洋基本計画の策定（平成20年3月）
平成20年度 （平成21年版）	領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行（平成20年7月1日施行）
	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行（平成20年5月30日成立、7月17日施行）
	海洋立国推進功労者表彰の設立、「海の日」記念式典・シンポジウムの開催
	大陸棚の延長に関する申請を大陸棚限界委員会に提出（平成20年11月）
	「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を本部了承（平成21年3月）
	ソマリア周辺海域での海賊被害の増加とその対策
特集	我が国における海洋政策推進体制の現状～海洋基本法の成立を受けて～
平成21年度 （平成22年版）	「海賊対処法」の成立（平成21年6月）
	漂流・漂着ゴミ対策の推進
	「離島の基本方針」の策定（平成21年12月）
	海洋情報クリアリングハウスの一般向け運用開始（平成22年3月）
	ワシントン条約締約国会議において大西洋クロマグロの規制措置を議論（平成22年3月）
	地震・津波観測監視システム（DONET）の海底ケーブル敷設作業開始
	地球深部探査船「ちきゅう」による南海トラフ地震発生帯掘削計画ステージ2の終了
	海洋への子どもの関心を高めるための取組み（文部科学省「深海ワNDER」・本部事務局「子ども海洋基本計画」公開）
特集	我が国の排他的経済水域を取り巻く状況
平成22年度 （平成23年版）	「低潮線保全法」の成立（平成22年5月）
	「低潮線保全法基本計画」の策定（平成22年7月）
	生物多様性条約第10回締約国会議における「新戦略計画（愛知目標）」、「名古屋議定書」の採択（平成22年10月）
	「海洋生物多様性保全戦略」の策定（平成23年3月）
	「排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の対応方針」を本部決定（平成23年3月）
	沖縄トラフの海底下に熱水帯構造を発見
	海洋に関する自治体の取組み—竹富町海洋基本計画—
平成23年度～ （平成24年版）	東北マリンサイエンス拠点の形成
	EEZ外縁を根拠付ける離島（49島）の地図・海図に記載する名称の決定（平成23年5月・平成24年3月）
	「我が国における海洋保護区の設定のあり方について」を本部了承（平成23年5月）
	「低潮線保全法施行令」の改正（低潮線保全区域の指定）（平成23年6月）
	「小笠原諸島」の世界自然遺産への登録について（平成23年6月）
	鉱業法の一部を改正等の法律（平成23年法律第84号）の公布（平成23年7月）・施行（平成24年1月）
	新海洋資源調査船「白嶺」が完成・就航（平成24年2月）
	我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告（平成24年4月）
	海洋政策支援情報ツールの公開（平成24年5月）
特集	海洋再生可能エネルギーの利用促進について

（注）平成21年版（平成20年度対象）～平成24年版（平成23年度以降対象）の年次報告の第1部にトピックスとしてとりあげられた海洋に関する主な話題と各年の特集タイトルを集めて、それに「進捗状況」で「現在までに達成した主な成果」として列挙された事項を加えた。国としての政策実施以外のトピックスは省略した。

（出典）内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成21年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成21年8月）；同「平成22年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成22年6月）；同「平成23年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成23年11月）；同「平成24年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成24年8月）（海洋の年次報告について）首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/annual/annualreport.html>〉；内閣官房総合海洋政策本部事務局「現行海洋基本計画の進ちょく状況」（総合海洋政策本部参与会議（第6回）資料3）（平成24年5月24日）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai6/siryou3.pdf>〉を基に筆者作成。

表4 5年間の海洋関連予算の概要

(単位：百万円)

事業	省庁	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
理念1「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」						
洋上風力発電の技術開発・実証実験（注2）	経国環	260	2,402	4,321	8,295	17,328
他の海洋再生可能エネルギー技術研究開発等	経	—	—	1,000	2,100	3,800
海洋資源開発（注3）	経	19,849	19,134	27,993	31,176	36,365
海洋資源の利用促進の技術開発プログラム	文	700	700	700	556	1,143
水産環境整備事業（注4）	農	不明	44,284	35,346	33,351	33,388
海洋環境イニシアティブ	国	914	877	852	1,000	不明
海洋生物多様性保全推進事業	環	35	58	44	32	不明
理念2「海洋の安全の確保」						
海上防衛力を維持・整備（注5）	防	178,051	208,366	173,652	220,660	263,095
海上保安体制の整備	国	50,900	47,137	43,718	28,105	38,267
理念3「科学的知見の充実」						
深海地球ドリリング計画等	文	39,121	37,286	36,506	36,381	47,582
海底地震・津波観測網の整備（注6）	文	1,274	1,510	1,290	19,034	11,985
気候変動適応戦略イニシアチブ等	文	2,316	3,158	1,622	1,834	不明
東北マリンサイエンス拠点形成事業	文	—	—	—	1,502	1,764
水産研究の推進	農	16,655	16,047	15,787	15,606	14,446
理念4「海洋産業の健全な発展」						
資源管理・漁業所得補償対策	農	—	10,192	51,818	43,805	37,381
国際コンテナ戦略港湾の総合的対策の推進	国	—	19,063	32,709	35,861	43,688
船員教育・雇用対策促進対策	国	9,932	9,935	8,880	8,677	8,220
海洋産業の戦略的育成のための総合対策	国	—	—	—	—	2,900
内航海運・フェリーの競争力強化	国	5,005	102	568	384	324
理念5「海洋管理の総合的管理」						
海洋権益保全のための海洋調査等の推進	国	不明	1,826	1,073	1,622	1,956
大陸棚延長申請審査への対応	内外国	28	26	63	61	62
排他的経済水域の根拠となる低潮線の保全	内国	—	—	55	59	58
遠隔離島における活動拠点の整備	国	—	700	2,750	10,779	11,827
離島航路の確保・維持等（注7）	国	7,301	4,771	30,530内数	33,152内数	34,058内数
離島の産業基盤・生活基盤の整備推進（一部再掲）	国	不明	86,669	61,095	59,782	63,659
理念6「海洋に関する国際的協調」						
水産分野における国際協力の推進	農	901	807	815	737	不明
ソマリア沖・マラッカ海峡の海賊対策	外国防	17,028	5,429	3,865	3,458	4,491
アジア太平洋地域における生物多様性推進	環	264	126	105	67	60
総 額		1,336,900	1,163,600	1,222,200	1,346,600	1,550,600

（注1）表中の額は、各年度の補正予算を含む。「総額」の欄も含めて、各年度資料に記載された当初予算の数値と次年度資料における「前年度」欄の数値が異なる場合は、次年度資料の「前年度」欄の数値を掲載した。平成21年度分については、全面的に、「平成22年度の予算の概要」の「前年度」欄に記された額である。また、平成25年度については、概算要求の額である。省庁は、次のとおり省略して示した。経：経済産業省、国：国土交通省、環：環境省、文：文部科学省、農：農林水産省、防：防衛省、内：内閣官房、外：外務省。

例えば「洋上風力発電の技術開発・実証実験」について他の年度にあわせて平成25年度分の概要で示された額から内閣官房経費を差し引くなど、各年度の「海洋関連予算一覧表」を参照して多くの加工を行っているがその詳細は省略する。なお、同一一覧表を参照しても年度による各事業内容の範囲の違いなどは調整しきれていないため、各年度間の比較は正確なものにはなっていない。

（注2）平成23年度第3次補正予算の12,500百万円については、表中に含んでいない。

（注3）石油・天然ガス資源、メタンハイドレートの生産技術、海底鉱物資源開発等。

（注4）関連事業の再編が多いため、平成22年度分には「水産流通基盤整備事業」が含まれている。

（注5）次年度以降の4年分の後年度負担額を含む。

（注6）平成21年度～平成23年度までは「地震・津波観測監視システム」のみで、平成24年度に「日本海溝海底地震津波観測網の整備」が新規に加わった。

（注7）平成23年度以降「地域公共交通の確保・維持・改善の推進」に統合されたため、その額を示している。「離島航路の確保・維持等」のみの額は不明である。

（出典）内閣官房総合海洋政策本部事務局「海洋関連予算等について」

首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sisaku/sisakunituite.html>〉を基に筆者作成。

(ii) 海洋環境の保全

自然公園法（昭和32年法律第161号）及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）が平成21年に改正され、「海中公園地区」・「海中特別地区」制度に代えて「海域公園地区」・「海域特別地区」制度が設けられ、平成22年4月に施行された⁽³⁷⁾。これによって、海中から陸域まで連続した海域景観や自然環境保全を図ることとなった。

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく「生物多様性国家戦略2010」⁽³⁸⁾が平成22年3月に閣議決定された。これに基づき、総合海洋政策本部及び関係府省との調整の上で、環境省は、海洋に限定した「海洋生物多様性保全戦略」⁽³⁹⁾を平成23年3月に策定した。平成23年5月には、同戦略に基づき既存の規制区域等は整理されて海洋保護区となった⁽⁴⁰⁾。

漂流・漂着ごみ対策としては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号、以下「海岸漂着物処理推進法」）が平成21年7月に成立し、同法に基づいて調査や重点海岸の選定などが実施された⁽⁴¹⁾。また、東日本大震災の発生によって洋上漂流物への対応も必要となり具体的な取組みが行われている⁽⁴²⁾。

その他、「水産環境整備事業」、「海洋環境イニシアティブ（革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発等）」、「海洋生物多様性保全推進事業」などが実施されている（表4）。

(2) 海洋の安全の確保

(i) 平和と安全の確保のための取組み

我が国の領海等の安全を確保するために不審な航行をしている外国船舶に対する立入検査、退去命令を可能とする「領海等における外国船舶の航行に関する法律」（平成20年法律第64号）が平成20年7月に施行された⁽⁴³⁾。

ソマリア沖・アデン湾において海賊行為が急増・多発したため、平成21年6月に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」（平成21年法律第55号、以下「海賊対処法」）が制定され同年7月24日に施行された。これによって公海上の海賊行為の抑止・取締体制が整備された⁽⁴⁴⁾。

海上交通の安全については、平成21年6月の港則法（昭和23年法律第174号）及び海上交通安全法（昭和47年法律第115号）の改正⁽⁴⁵⁾、平成21年7月の船舶自動識別装置（AIS）を活用した航行支援システムの運用の全国展開完了⁽⁴⁶⁾、平成24年1月の航海用電子海図更新情報の提供頻度の

(37) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成22年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成22年6月）p.38. 首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/annual/H22/H22all.pdf>〉

(38) 「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月16日閣議決定）環境省ウェブサイト〈http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15315&hou_id=12273〉

(39) 環境省「海洋生物多様性保全戦略」（平成23年3月29日）〈http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=17230&hou_id=13640〉

(40) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成24年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成24年8月）p.29. 首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/annual/H24/H24-all.pdf>〉

(41) 環境省「漂流・漂着ごみ対策」〈http://www.env.go.jp/water/marine_litter/index.html〉

(42) 総合海洋政策本部「東日本大震災による洋上漂流物への対応について」首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/hyouryuu.html>〉

(43) さらに平成24年9月の改正（平成24年法律第71号）によって、立入検査を行わずに勧告できる場合を定めるなどの強化が図られた。

(44) 同法成立前の平成21年3月から、応急措置として防衛大臣が海上における警備行動を発令することで日本関係船舶の護衛任務・警戒監視が開始されていた。同法成立後は、外国船舶も含めて国土交通省が一元的に護衛のための申請を受け付け、対象船舶を選定している。

(45) 「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」（平成21年法律第69号）の施行は平成22年7月。

週刊化などが行われた⁽⁴⁷⁾。

(ii) 海洋由来の自然災害への対応

東日本大震災以前にも、東海・東南海地震の想定震源域に設置されたケーブル式海底地震観測システム（平成20年10月運用開始）のデータ活用や、南海トラフにおける地球深部探査船「ちきゅう」による掘削（平成21年5月～10月）などが行われていた⁽⁴⁸⁾。

東日本大震災以後には「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づいて「多重防御」による「津波防災地域づくり」の推進⁽⁴⁹⁾、波浪やうち上げ高の観測・予測システム技術開発の推進などが行われている。また、東南海地震想定震源域の「地震・津波観測監視システム（DONET）」や日本海溝海底地震津波観測網の整備を推進することとされた⁽⁵⁰⁾。

(3) 科学的知見の充実

海洋関連予算をみると、理念3（科学的知見）に関する事業としては、「深海地球ドリリング計画・次世代深海探査技術の開発等の推進」、「地震・津波観測監視システムの構築・整備」、「気候変動適応戦略イニシアチブ等」、「海洋調査の推進及び海洋情報の管理・提供体制の整備」、「水産研究の推進」、「東北マリンサイエンス拠点形成事業、海洋資源利用促進技術開発プログラムの推進」が挙げられている。その中では、「地震・津波観測監視システムの構築・整備」の予算額の増加が著しい（表4）。これは、「海洋由来の自然災害への対応」でもとりあげた事業である。

その他に、政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法をインターネット上で検索できる「海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）」の運用が平成22年3月に開始されたこと、海上保安庁が保有する海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせてみることができる「海洋政策支援情報ツール」が平成24年5月に公表されたことなどで、海洋情報の一元化の着実な進行が読みとれる（表3）。

(4) 海洋産業の健全な発展

(i) 水産業

水産業については、平成21年度に「水産業体質強化総合対策事業」⁽⁵¹⁾が創設された。その中では、「水産基本計画」に基づいて平成19年に立ちあげられた漁船漁業及び養殖業における構造改革を推進するための漁業改革推進集中プロジェクト⁽⁵²⁾も実施されている。また、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせた総合的な所得補償制度を構築する「資源管理・漁業所得補償制度」が平成23年度から導入されている⁽⁵³⁾（表4）。

また、東日本大震災被災地の水産復興については、「水産復興マスタープラン」⁽⁵⁴⁾が策定され、がれき処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の支援が行わ

(46) 平成16年7月に東京湾から開始し、平成21年7月に南九州及び南西諸島沿岸海域での運用開始で全国展開は完了した。

(47) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (40), p.35.

(48) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (37), p.44.

(49) 「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（平成23年12月27日）国土交通省ウェブサイト
<http://www.mlit.go.jp/common/000188287.pdf>

(50) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (40), p.36.

(51) 「水産業体質強化総合対策事業」水産庁ウェブサイト <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kyouka/>

(52) 前掲注 (27), p.22；内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (37), p.47；内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成23年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（平成23年11月）p.27.

首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/annual/H23/H23-all.pdf>；内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (40), p.41.

れた⁽⁵⁵⁾。

(ii) 海運業

海上運送法（昭和24年法律第187号）の平成20年6月の改正⁽⁵⁶⁾によって、外航海運業者はその日本船舶・船員確保計画を国土交通大臣に認定された場合には、トン数標準税制⁽⁵⁷⁾を適用されることになった。また、非常時に日本船舶への転換を行う準日本船舶の認定について定めた改正海上運送法⁽⁵⁸⁾は平成24年9月に成立した。

平成21年10月から船舶関係及び港湾使用関係手続の電子申請化が実施された⁽⁵⁹⁾。国際コンテナ戦略港湾が平成22年8月に、国際バルク戦略港湾が平成23年5月に選定され、港湾の機能強化が図られている⁽⁶⁰⁾（表4参照）。

その他に、船舶からのCO₂排出を抑制する技術開発⁽⁶¹⁾は、海洋環境保全の側面だけでなく、海運業の国際競争力強化の重要な課題としても位置づけられている⁽⁶²⁾。

(iii) その他

各年次報告では水産業、海運業以外の産業に関する報告は少ない⁽⁶³⁾。「進捗状況」でも、外洋上プラットフォームに必要な設計技術開発を行ったことなどが記されているのみである。

(5) 海洋の総合的管理

(i) 離島の保全、大陸棚限界確定の推進

海洋は、公海、領海、EEZ及び大陸棚等に区分されることはすでに述べたとおりである⁽⁶⁴⁾。

政府は平成20年11月に大陸棚の延長に関する申請を大陸棚限界委員会⁽⁶⁵⁾に提出し、平成24年4月に、申請した7海域のうち6海域について勧告を受領した⁽⁶⁶⁾。

- (53) 前掲注 (27), pp.22-23；内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (40), p.41；内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (31)；「資源管理・漁業所得補償対策について」水産庁ウェブサイト
(http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/syotoku_hosyo/) なお、表4において「資源管理・漁業所得補償対策」の平成22年度欄にも経費が示されているが、平成23年度に増額された分が主として新制度創設によるものである。
- (54) 水産庁「水産復興マスタープラン」（平成23年6月28日策定）
(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kikaku/pdf/110628-02.pdf>)
- (55) 同上, p.42.
- (56) 「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」（平成20年法律第53号）の成立は平成20年6月、施行は7月。
- (57) 「トン数標準税制」は、外航海運業者に対し積載能力に基づいて「みなし利益」を算定する方法。諸外国で先行して採用されたため、日本の外航海運業者は税負担に大きな差が生じて不利な立場に置かれることになり、外航海運業界が採用を要望し国土交通省も税制改正を要求していた。
- (58) 「海上運送法の一部を改正する法律」（平成24年法律第88号）
- (59) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (37), p.42.
- (60) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 「平成23年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」 前掲注 (52), p.20；内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (40), p.33.
- (61) II (1) (ii) 「海洋環境の保全」で挙げた「海洋環境イニシアティブ（革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発等）」がCO₂排出を抑制する技術開発も扱っている。
- (62) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (40), p.42.
- (63) 各年次報告の「新たな海洋産業の創出」の項の中で水産業、海運業以外で記載されているのは、平成22年版及び平成23年版の外洋上プラットフォームの要素技術の研究開発、平成23年版及び平成24年版の「海の駅」の多機能化・連携促進のための支援、平成24年版の深海底極限環境下の生物資源開拓、バイオリソースの探索・保存管理などの事項程度である。前掲注 (30)；内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (31)
- (64) 前掲注 (2)～(6)；「第1部2 特集 我が国の排他的経済水域等を取り巻く状況」内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注 (37), pp.12-35.
- (65) 大陸棚限界委員会 (CLCS：Commission on the Limits of the Continental Shelf) は、国連海洋法条約附属書II第1条により設置される委員会。地質学、地球物理学又は水路学の専門家から国連海洋法条約締約国会合で選出される21人の委員で構成される。主な任務は、「200海里を超えて延びている区域における大陸棚の外側の限界に関して沿岸国が提出したデータ等を検討し、国連海洋法条約第76条等に従って勧告を行うこと」と、「沿岸国の要請がある場合には、データの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること」である。（「大陸棚限界委員会」外務省ウェブサイト
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/clcs.html>)
- (66) 外務省報道官談話「我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告について」（平成24年4月28日）外務省ウェブサイト
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/24/dga_0428.html)

平成21年12月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（以下「離島の基本方針」）⁽⁶⁷⁾が策定された。離島の基本方針は、島民の生活の安定及び福祉の向上や産業振興という従来の離島振興の観点に加えて、EEZなどの海洋管理を推進するに当たって離島の役割や重要性を適切に発揮させるという目的もあわせ持つものとなっている⁽⁶⁸⁾。同方針に従って、EEZの外縁を根拠づける離島のうち、地図・海図に名称の記載がなかった49島について平成23年5月と平成24年3月に地図・海図に記載する名称が決定された⁽⁶⁹⁾。

EEZについては、その範囲を確定し管理していくために法整備及び具体的な施策が実施された。平成22年5月に「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（平成22年法律第41号、以下「低潮線保全法」）が成立し、同年7月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「低潮線保全法基本計画」）⁽⁷⁰⁾が策定された。低潮線保全法及び低潮線保全法基本計画に基づいて平成23年6月に185の低潮線保全区域が指定され⁽⁷¹⁾、南鳥島・沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備が推進された⁽⁷²⁾。

(ii) 沿岸域の総合的管理

沿岸域管理については、土砂管理、赤土流出防止、栄養塩類・汚濁負荷の適正管理などに関する施策の実施の他に、平成21年7月の「海岸漂着物処理推進法」の施行によって都道府県は住民、民間団体、関係機関を含めた「海岸漂着物対策推進協議会」（同法第15条）を、政府は関係行政機関の職員で構成される「海岸漂着物対策推進会議」（同法第30条）を設けるなど連携体制の整備も進化した。

沿岸域における利用調整については、海岸における利用・管理の実態調査を実施、利用調整ルールの策定に係る協議・連携が推進されている⁽⁷³⁾。

総合海洋政策本部事務局は、総合的な視点をもって沿岸域の管理を行っている地方公共団体の事例を選定し、先進事例集を平成23年3月に作成・公表した⁽⁷⁴⁾。

(6) 海洋に関する国際的協調

海洋政策の多様な側面について、国際会合への参加をはじめとした国際協力が行われた。

海賊への対処については、平成21年6月の海賊対処法成立以降はソマリア沖・アデン湾において自衛隊の艦船が日本関係の船舶に限らず全ての船舶を保護の対象とすることが可能となり、関係国と連携して民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を実施している⁽⁷⁵⁾。東南アジアにおける海賊対策を目的とする「アジア海賊対策地域協力協定」⁽⁷⁶⁾に基づいた国際協力や、マラッカ・シンガポール海峡の沿岸国・利用国等による航行安全に関する枠組みとして「協力メ

(67) 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（平成21年12月総合海洋政策本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/ritouhoushin.pdf>

(68) 離島の振興については、前畑明美「国内島嶼における海洋開発の動向」本書、pp.105-122も参照。

(69) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(40)、pp.46-47。

(70) 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（平成22年7月13日閣議決定、平成23年5月27日一部変更）首相官邸ウェブサイト
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/teichousen/keikaku.pdf>

(71) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(40)、p.46。

(72) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(31)

(73) 利用調整については、森田倫子「我が国の海域利用調整の現状と英米における海洋空間計画の策定」本書、pp.53-81。を参照。

(74) 内閣官房総合海洋政策本部「沿岸域の総合的管理の取組み事例集」（2011年3月）首相官邸ウェブサイト
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/enganiki/enganiki_download.html

(75) 前掲注(44)

カニズム」⁽⁷⁷⁾の創設も行われた。

その他に、海洋秩序の維持・促進に関連する国際会議への積極的参加、多国間・二国間での海上保安機関の連携・協力をはじめ、海洋環境、海洋調査・海洋科学技術、船員育成、水産分野などで幅広く国際的な連携・協力が実施されている⁽⁷⁸⁾。

(7) 国民の理解増進・人材育成

基本的施策12「海洋に関する国民の理解の増進等」は6つの基本理念のいずれにも関連している。

海洋に関する国民の理解を増進し、関心を高める施策として、「海洋立国推進功労者表彰」が創設され⁽⁷⁹⁾、「海の日」、「海の月間」に各種イベントが開催されている⁽⁸⁰⁾。

東京大学海洋アライアンスとのインターンシップ合意⁽⁸¹⁾や海洋研究開発機構⁽⁸²⁾による小学生向け「夏休み科学実験室」や大学生以上向け「海洋と地球の学校」の実施⁽⁸³⁾など、人材育成についても幾つかの試みが行われている⁽⁸⁴⁾。

2 情勢の変化

5年間で海洋政策に影響する情勢はどのように変化しただろうか。

(1) 東日本大震災の発生

平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故によって海洋政策に関する情勢にも様々な変化が生じた。それらは大きく3つに分けられる。

第1は、海洋についても被災地の復興が重要な課題となったことである。被害が甚大であった水産業⁽⁸⁵⁾の復興は海洋政策にとっても重要な事項となっている⁽⁸⁶⁾。環境被害対策でも、洋上漂流物対策⁽⁸⁷⁾や日本周辺海域の放射能調査・公表⁽⁸⁸⁾など、現行の海洋基本計画に記述がない項目が具体的施策として実施されている。

(76) 「アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP: Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia)」(平成24年8月)〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/kaizoku_gai.html〉
同協定の採択は2004(平成16)年11月で、発効は2006(平成18)年9月。平成24年8月時点の締約国は18か国。日本は2005(平成17)年4月に締結。

(77) 「2007年にシンガポールで開催された国際海事機関(IMO)による第3回「マラッカ・シンガポール海峡に関する国際会議」において、沿岸国・利用国・利用者間の新たな国際協力の枠組みである「協力メカニズム」の発足が決定された。」(外務省「第3章 分野別に見た外交 第1節 国際社会の平和と安定に向けた取組」『平成21年版外交青書』p.118。外務省ウェブサイト〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2009/pdf/pdfs/3_1.pdf〉)

(78) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(31)

(79) 「海洋立国推進功労者表彰について」首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/hyousyou.html>〉

(80) 国土交通省海事局「海のイベント」国土交通省ウェブサイト〈<http://www.mlit.go.jp/maritime/event/index.html>〉

(81) 「来年度からインターンシップを受講する大学院生を受け入れます～東京大学海洋アライアンスとのインターンシップ基本合意～」(報道発表資料平成20年4月4日)国土交通省ウェブサイト〈http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo11_hh_000001.html〉

(82) 海洋研究開発機構(JAMSTEC)は、文部科学省所管の独立行政法人。

(83) 「広報活動」海洋研究開発機構ウェブサイト〈<http://www.jamstec.go.jp/j/pr/index.html>〉

(84) 海洋教育については、江澤和雄「海洋教育の現状と課題」本書、pp.178-190を参照。

(85) 東日本大震災における水産業の被害については、「第1章 特集東日本大震災～復興に向けた取組の中に見いだす我が国水産業の将来～ 第1節 東日本大震災の地震と津波による甚大な被害 (2) 水産業に関連する被害」『平成23年度水産の動向』pp.6-20。水産庁ウェブサイト〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf〉を参照。

(86) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(40), p.42。

(87) 総合海洋政策本部 前掲注(42)

第2は、防災対策の優先順位が従来よりも上がったことである。地震や津波に関する観測がより重視されるようになったこと、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定されたこと、同法に基づき同月に「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」⁽⁸⁹⁾が策定されたことなど、すでに述べたとおりである。

第3は、現行の海洋基本計画では、「エネルギー・鉱物資源の開発の推進」の中で「その他の資源の研究開発等」で触れられていただけの海洋再生可能エネルギーがクローズアップされていることである。特に、浮体式洋上風力発電に対する期待は高まっており、注ぎ込まれる予算も急増している（表4）。ただし、海洋再生可能エネルギーへの期待は、福島第一原発事故によるエネルギー戦略の見直しだけが理由ではなく、日本経済が低迷する中での成長戦略とCO₂排出抑制を目指す環境政策の複合という東日本大震災以前からの継続的な方向性にも合致したものであった⁽⁹⁰⁾。

(2) 海洋権益・海洋安全保障をめぐる国際情勢の変化

国連海洋法条約の枠組みの中でEEZや大陸棚における海洋資源をめぐる活動は世界的に活発化している⁽⁹¹⁾。我が国でも大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告を受領し、EEZ及び大陸棚における海洋権益の保全についての関心が高まっている。海洋エネルギー・鉱物資源については、現行の海洋基本計画では「石油・天然ガス」が第1位の優先順位となっていた⁽⁹²⁾が、昨今では「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」⁽⁹³⁾でもみられるようにメタンハイドレートや海底熱水鉱床への注目度が非常に高まっている。

平成22年9月には尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船の衝突事件が発生し、平成24年9月の尖閣諸島国有化に対して中国が反発した。北朝鮮の不審船・工作船の出没などの事件も発生している。これらによって領海警備の重要性が増している。⁽⁹⁴⁾

また、すでに述べたように、マラッカ・シンガポール海峡やソマリア・アデン湾における海賊行為については海賊対処法が策定されて護衛艦派遣などの対策が実施されている。海賊行為への対策は、国際協力を通じた取組みも含めて継続して実施していくことが求められている。

(88) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(40), p.32; 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(31)。実際のモニタリング情報は以下を参照。「海域モニタリング結果」(放射線モニタリング情報) 文部科学省ウェブサイト〈http://radioactivity.mext.go.jp/old/ja/monitoring_around_FukushimaNPP_sea/〉; 「モニタリング情報」原子力規制委員会ウェブサイト〈<http://www.nsr.go.jp/activity/monitoring/monitor.html>〉

(89) 前掲注(49)

(90) 「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」(平成20年6月27日閣議決定) pp.15-17, 28 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/080627kettei.pdf>〉では、まだ海洋再生可能エネルギーについては触れられていないものの、「低炭素社会の構築」は掲げられており、CO₂削減は強く意識されていたことがわかる。また、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」(平成22年6月18日閣議決定) pp.15-17。

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>〉でも「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」として、再生可能エネルギーをとりあげている。さらに、東日本大震災後の「日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～」(平成24年7月31日閣議決定)

〈<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf>〉でも再生可能エネルギーへの期待は記述されている。東日本大震災以前・以降の海洋再生可能エネルギーに関する国の扱いについては、中原裕幸「海洋資源・エネルギー開発と海洋の総合的管理—海洋再生可能エネルギー利用と海洋基本法・基本計画との関連—」『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』(調査資料2012-6) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, pp.277-284.を参照。

(91) 「海洋開発に関する科学技術の動向—総論—」『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』(調査資料2012-6) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, p.4.参照。

(92) 前掲注(1), pp.16-17.

(93) 経済産業省 前掲注(33)

(94) 内閣官房総合海洋政策本部事務局 前掲注(40), p.32; 日本経済団体連合会「新たな海洋基本計画に向けた提言」(2012年7月17日) p.2. 〈<http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/052.html>〉; 外交防衛調査室・課「日本の当面する外交防衛分野の諸課題—第183回国会(常会)以降の主要な論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』768号, 2013.2.5. 〈http://www.dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6104242_po_0768.pdf?contentNo=1〉

(3) 関連する各種基本計画の動向

環境分野では、平成20年5月に「生物多様性基本法」(平成20年法律第58号)が成立し、「生物多様性国家戦略2012-2020」⁽⁹⁵⁾が平成24年9月に策定された。特に海洋に限定した「海洋生物多様性保全戦略」⁽⁹⁶⁾も平成23年3月に策定されている。第4次環境基本計画⁽⁹⁷⁾は平成24年4月に閣議決定された。同基本計画には、「海洋における生物多様性の保全」や「水環境保全に関する取組」などの海洋環境に関わる課題や取組みも記載されている⁽⁹⁸⁾。

科学技術については、現在は第4期科学技術基本計画⁽⁹⁹⁾の対象期間(平成23年度～平成27年度)に当たっている。同計画は、個別の科学技術の詳細を個別の基本計画に委ねた形をとっており、海洋科学技術についても「国家存立の基盤の保持」の中の重要課題として言及されている⁽¹⁰⁰⁾。

最新の水産基本計画⁽¹⁰¹⁾は平成24年3月に決定された。基本方針の最初に東日本大震災からの復興を掲げ、「水産復興マスタープラン」⁽¹⁰²⁾で示された方針を同基本計画の中に位置づけた。復興方針を含む「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」を、「水産物の自給率の目標」より前に置いたことが前基本計画と異なっている点である。

エネルギー基本計画の第2次改定は平成22年6月に行われた⁽¹⁰³⁾。東日本大震災を契機にエネルギー政策を見直すために開催された「エネルギー・環境会議」⁽¹⁰⁴⁾は、平成24年9月に「革新的エネルギー・環境戦略」⁽¹⁰⁵⁾を策定した。同戦略は「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入」するとしている。しかし、この戦略の閣議決定は見送られ⁽¹⁰⁶⁾、同戦略策定後に予定されていたエネルギー基本計画の改定作業は難航する可能性を指摘されている⁽¹⁰⁷⁾。

III 関係団体の動き

平成24年になると、関係団体において海洋基本計画の見直しの動きが始まった。ここでは、それらの動きと公表された報告や提言を紹介する。

- (95) 「生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」(平成24年9月28日閣議決定) 環境省自然環境局生物多様性センターウェブサイト
(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf)
- (96) 環境省 前掲注(39)
- (97) 「環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定) pp.82, 94-104.
(http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4/attach/ca_app.pdf)
- (98) 環境に関する国際動向としては、気候変動枠組条約や生物多様性条約のそれぞれの締約国会議(COP)などをはじめ多様な動きがあったが本稿では省略する。
- (99) 「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)
(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afldfile/2011/08/19/1293746_02.pdf) 同基本計画の内容や海洋科学技術政策との関連については、伊地知 前掲注(26)を参照。
- (100) 小林信一「海洋科学技術政策からのレッスン—科学技術イノベーション政策の課題—」本書, p.9を参照。
- (101) 「水産基本計画」(平成24年3月23日閣議決定)
(http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/pdf/suisankihonkeikaku_honbun.pdf)
- (102) 水産庁 前掲注(54)
- (103) 「エネルギー基本計画」(平成22年6月18日閣議決定)
(<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004657/energy.pdf>)
- (104) 「エネルギー・環境会議」は、国家戦略会議(平成23年10月21日閣議決定により設置)が平成23年10月28日にその開催を決定した、国家戦略担当大臣を議長とし、経済産業大臣、環境大臣を副議長にする会議である。
- (105) 「革新的エネルギー・環境戦略」(平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定)
(http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120914/20120914_1.pdf)
- (106) 「今後のエネルギー・環境政策について」(平成24年9月19日閣議決定)
(http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120919/20120919_1.pdf)
- (107) 近藤かおり「我が国のエネルギー政策の経緯と課題—福島第一原発事故後の議論をふまえて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』762号, 2012.12.26, p.8.
(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4059583_po_0762.pdf?contentNo=1)

1 見直しの動き

超党派の国会議員を構成員とする海洋基本法研究会は、海洋基本法成立後に海洋基本法フォローアップ研究会に名称を変え活動を継続していた。同研究会は海洋基本計画の見直しに当たってさらに「海洋基本法戦略研究会」⁽¹⁰⁸⁾に発展して議論を継続し、平成24年8月31日に「次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言」(以下「海洋基本法戦略研究会提言」)⁽¹⁰⁹⁾を野田佳彦内閣総理大臣に提出した⁽¹¹⁰⁾。

海洋に関する施策を実施する各省庁のうち、国土交通省と文部科学省は海洋基本計画見直しに当たって意見をとりまとめている。国土交通省は海洋政策懇談会⁽¹¹¹⁾を平成23年12月に立ちあげ国土交通省所管範囲の海洋施策について平成24年3月に報告書(以下「海洋政策懇談会報告書」)⁽¹¹²⁾をとりまとめた。文部科学省の科学技術・学術審議会海洋開発分科会⁽¹¹³⁾は、第32回(平成24年4月)及び第33回(平成24年5月)会議で次期海洋基本計画に向けた有識者ヒアリングを行い、海洋科学技術政策について同年8月に「次期海洋基本計画策定に向けた検討(中間まとめ)」(以下「海洋開発分科会中間まとめ」)⁽¹¹⁴⁾をとりまとめた。その後も検討は続けられているが(平成25年2月10日現在で)その結果は公表されていない⁽¹¹⁵⁾。

海洋政策に関する幾つかの提言が経済団体や学術団体からも公表されている。日本経済団体連合会による平成24年7月公表の「新たな海洋基本計画に向けた提言」(以下「経団連提言」)⁽¹¹⁶⁾、東京大学政策ビジョン研究センター・東京大学海洋アライアンス⁽¹¹⁷⁾による同年9月の「海洋基本計画の見直しに向けた提言」(以下「海洋アライアンス提言」)⁽¹¹⁸⁾、海洋産業研究会による同年5月発表の海洋産業の振興を中心とした「次期海洋基本計画の策定にむけた要望および提案」⁽¹¹⁹⁾

(108) 「我が国における海洋資源・エネルギーを巡る科学技術政策」『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』(調査資料2012-6) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, p.68.

(109) 海洋基本法戦略研究会「次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言」(平成24年8月31日提出) <<http://blog.canpan.info/oprf/img/E6ACA1E69C9FE6B5B7E6B48BE59FBAE69CACE8A888E794BBE381ABE79B9BE3828AE8BEBCE38280E381B9E3818DE696BDE7AD96E381AEE9878DE8A681E4BA8BE9A085E381ABE996A2E38199E3828BE68F90E8A880.pdf>>

(110) 「海洋基本法戦略研究会の要請」(平成24年8月31日) 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/actions/201208/31kaiyo.html>>

(111) 「国土交通省海洋政策懇談会」は、「国土交通省が取り組むべき課題及び施策について、海洋に関し知見を有する有識者の方々により幅広くご議論いただく場として」設置されたもので、「5年～10年先を念頭に置いた国土交通省における中長期的な海洋政策の方向性を検討すること」としていた。「(国土交通省海洋政策懇談会の設置趣旨について)」(第1回国土交通省海洋政策懇談会資料1)(平成23年12月19日) 国土交通省ウェブサイト <<http://www.mlit.go.jp/common/000186216.pdf>>

(112) 国土交通省海洋政策懇談会「国土交通省海洋政策懇談会報告書—真の海洋国家を目指して—」(平成24年3月) <<http://www.mlit.go.jp/common/000205494.pdf>>

(113) 科学技術・学術審議会海洋開発分科会は、文部科学省設置法(平成11年法律第96号)第6条によって文部科学省に設置された科学技術・学術審議会の分科会の1つで、その所掌事務は、海洋の開発に関する総合的な事項である。

(114) 海洋開発分科会「次期海洋基本計画策定に向けた検討(中間まとめ)—海洋の持続的利用に向けた海洋フロンティア開拓戦略」(平成24年8月23日) 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu5/attach/1324954.htm>

(115) 「海洋開発分科会」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu5/index.htm#pagelink3>によれば、第38回(平成24年11月12日開催)及び第39回(平成25年1月28日開催)でも議題として「次期海洋基本計画の策定に向けた検討について」が挙げられている。また、総合海洋政策本部参与会議(第11回)(平成24年12月5日)の議題に「科学技術・学術審議会「海洋開発分科会」の審議状況報告」が挙げられているが、その資料は非公表となっている。「(総合海洋政策本部参与会議(第11回)議事次第」(平成24年12月5日) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai11/11gijisidai.html>>)

(116) 日本経済団体連合会 前掲注(94)。日本経済団体連合会は、以前にも海洋政策について提言を公表している。(日本経済団体連合会「海洋立国への成長基盤の構築に向けた提言」(2010年4月20日) <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/033/index.html>>)；日本経済団体連合会「今後の海洋政策のあり方と海洋基本計画策定へ向けて」(2007年10月16日) <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/077.html>>)

(117) 東京大学海洋アライアンスは、海洋に関する学際的な教育、研究推進のために平成19年7月に設立された機関。末永芳美「日本における海洋基本法と海洋教育」p.18. <<http://140.111.34.34/docdb/files/dma7d90c0e0b303a0ca.pdf>>；江澤和雄「海洋教育の現状と課題」本書, p.180.

などである。

2 各提言の主な内容

(1) 海洋基本法戦略研究会提言

海洋基本法戦略研究会提言⁽¹²⁰⁾は、それぞれにイメージを表現する語句を冠した5つの大項目から構成されており、海洋基本法の6つの基本理念を全て扱う海洋政策全般にわたるコンパクトな提言である。

- ① 〈未来につなぐ海の恵み〉 広大で豊かな我が国の海域を基盤とした新たな国づくり
- ② 〈海と町・村のにぎわい〉 安全・安心で元気のある沿岸社会
- ③ 〈海洋立国を支える産業と人〉 海洋産業の振興と人材の育成
- ④ 〈世界につなぐ平和な海〉 海洋の安全の確保と海洋外交の推進
- ⑤ 〈海洋立国の基礎づくり〉 海洋に関する施策の総合的推進体制・法制度等の整備

①の内容は、海域及びその資源の開発・利用・保全（海洋資源・エネルギー、海上輸送、海洋環境の保全）とそのために必要な基盤的施策の推進（EEZ・大陸棚の総合的な管理、離島等の保全・管理・振興、海洋調査の推進、海洋科学技術の研究開発の推進）に分かれている。理念1（開発・環境）、理念3（科学的知見）、理念5（総合的管理）の大半を扱う重要項目となっている。

その内容をみると、最も重点的に扱われているのは「海洋資源・エネルギー」で、海洋再生可能エネルギー、海洋エネルギー・鉱物資源、水産資源、海洋バイオ資源の4種が挙げられている。EEZ及び大陸棚の総合的管理のための海洋空間計画策定、法制整備が掲げられていること、離島が存在しないEEZにおける浮体式洋上基地（マリンスプロット）の整備、国境離島市町村の支援措置制度の整備なども掲げている。

②は、理念5のうちの沿岸域の総合的管理と理念2（安全確保）のうちの海洋由来の自然災害への対策を扱っている。閉鎖性の高い内湾や島の間の内海等の市町村の行政区域への編入、領海内海域管理に関する国と地方公共団体の役割明確化等の法制整備、浮体式広域防災基地の整備などを掲げたことが特徴である。

③は、理念4（海洋産業）を扱い、④は理念2の海洋由来の自然災害への対策以外の事項と理念6（国際協調）の安全確保関連事項を扱っている。③で北極海航路対策を、④で北極海外交を挙げていること、③でも海洋再生可能エネルギーや海洋エネルギー・鉱物資源開発が新たな海洋産業として記載されていることなどが注目される。

⑤は、総合海洋政策本部の体制に関する事項を扱い、「総合海洋政策本部の戦略立案機能及び予算を含めた企画調整機能の強化を図る」こと、参与会議の「海洋に関する施策の策定・実施に係る重要事項の提案・評価を行い、総合海洋政策本部長に対して具体的提言を行う機能を強化する」こと、「総合海洋政策本部事務局の予算・人員等の強化・充実を図る」ことが述べられている。⑤では、海洋政策推進体制以外の項目として海洋教育の推進も掲げている。

(118) 東京大学政策ビジョン研究センター・東京大学海洋アライアンス「海洋基本計画の見直しに向けた提言」（2012年9月13日）東京大学政策ビジョン研究センターウェブサイト〈<http://pari.u-tokyo.ac.jp/policy/policy120913.pdf>〉

(119) 海洋産業研究会「次期海洋基本計画の策定にむけた要望および提案」（第4回海洋基本法戦略研究会にて発表）（2012年5月31日）海洋産業研究会ウェブサイト〈<http://www.rioe.or.jp/pdf24/jiki01.pdf>〉その他に、海洋産業の振興を中心とした提言には『「海洋基本計画見直しに向けた提言」海洋技術フォーラムシンポジウム』2012.2.27もある。

(120) 海洋基本法戦略研究会 前掲注（109）

(2) 国土交通省海洋政策懇談会報告書

海洋政策懇談会報告書⁽¹²¹⁾は、3つの基本的方向性を示した上で、それぞれについて国土交通省として推進すべき施策を挙げている。3つの基本的方向性とは、①海洋の活動を促進するための基本的施策の強化、②フロンティアへの挑戦、③経済発展・生活安定の基盤の強化である。

①について推進すべき施策として、海洋調査の推進、海洋情報の一元化、管轄海域の確保（低潮線等の保全、特定離島港湾施設の整備・管理等）、海上保安業務の執行体制の強化、海洋の開発・利用・保全のための管理のあり方を、②については、海洋再生可能エネルギーの開発、海事産業における世界をリードする最先端の技術開発、海洋資源開発等に向けた海事産業等の戦略的展開、北極海航路の利用に向けた準備、海洋フロンティアにおけるニュービジネスの可能性の追求を、③については、離島の振興、海上輸送の確保（効率的な海上輸送の確保、安定的な海上輸送の確保、安全な海上輸送の確保）、海洋由来の自然災害への対応（地震・津波対策、災害に対応した調査・観測体制の強化、地球温暖化対策）、海洋環境の保全（海域の環境保全、船舶に係る環境汚染対策、港湾における環境対策）、海洋観光の振興（沿岸域、離島等における観光振興、クルーズの振興等、マリレジャーや海辺の賑わいづくりの促進）を挙げた。

また、3つの基本的方向性に基づくものとは別に具体的な施策として、海洋に関する国民の理解の増進と人材の育成も掲げている。

これらは、海洋基本法の理念1から理念6までの広範にわたるものとなっているが、国土交通省の所管範囲を扱う報告書であるため水産分野は対象になっていない。海洋産業については、海洋再生可能エネルギー、海洋エネルギー・鉱物資源開発の他に、海運業、新規産業に重点を置いている。

(3) 文部科学省の科学技術・学術審議会海洋開発分科会中間まとめ

海洋開発分科会中間まとめ⁽¹²²⁾は、「次期海洋基本計画策定に向け、科学技術が貢献すべき課題とそれに関する施策について検討」を行ってとりまとめた中間報告である。第4期科学技術基本計画を踏まえ、東日本大震災後の我が国の状況も勘案したものである。

全体は5つの課題と各課題の共通重要事項から構成され、5つの課題には5年間で達成すべき重点課題が挙げられている。

5つの課題（括弧内は重点課題から抜粋して記載）は、①地球温暖化と気候変動予測・適応（海洋のCO₂吸収メカニズム解明、海洋・宇宙連携による気候変動予測精度の向上、北極域や黒潮流域等の観測・調査研究の強化）、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発（海洋エネルギー・鉱物資源開発計画、EEZ及び大陸棚の資源ポテンシャル調査、探査技術の民間企業への移転、プラットフォーム整備）、③海洋生態系の保全・生物資源の持続的利用（海洋生物資源評価・資源管理技術開発、環境影響評価・海洋保護区、増養殖生産技術・海洋生物バイオ燃料化、放射性モニタリング）、④海洋再生可能エネルギーの開発（要素技術確立、実海域における大規模システム稼働、海洋再生可能エネルギーシステムの確立）、⑤自然災害対応（津波・波浪監視システムの高度化、海溝型地震の規模・発生履歴解明、地震発生予測精度の向上）である。

共通重要事項には、基盤的技術の開発、長期的な観測の実施、プラットフォームの整備、研究開発成果の産業化、人材育成と理解増進が挙げられている。

(121) 国土交通省海洋政策懇談会 前掲注 (112)

(122) 海洋開発分科会 前掲注 (114)

(4) 日本経済団体連合会提言

経団連提言⁽¹²³⁾は、海洋をめぐる環境変化として、資源獲得競争の激化、自然災害や環境問題の深刻化、安全保障環境の変化を挙げた。基本方針は、「海洋権益と海洋安全保障の確保」、「海洋開発の基盤強化」、「海洋産業の振興と国際競争力の強化」、「自然災害の防災・減災」、「国際貢献」の5つである。これらの下の「各施策について可能な限り具体的な数値目標や達成時期を明示すべき」としている点は他の提言にない特徴である。

重要政策として①EEZ及び大陸棚、離島の管理（大陸棚の延長、EEZと大陸棚の管理、離島の保全・管理）、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発（海洋データベースの構築、海洋エネルギー・鉱物資源、海洋再生可能エネルギー）、③自然災害対策、④環境問題への貢献（CCS⁽¹²⁴⁾、エコシップ⁽¹²⁵⁾、航路⁽¹²⁶⁾、東日本大震災による漂流物・海底がれき対策）、⑤安全保障の確保（領海警備の強化、海賊対策）、⑥海事産業の強化、⑦人材育成と海洋教育を挙げた。さらに、推進体制の確立として総合海洋政策本部の機能強化を求め、また海洋研究開発機構（JAMSTEC）の機能の強化を挙げている。

重要政策の最初に、日本の大陸棚の延長申請と大陸棚限界委員会の勧告の概要を示した上で今後検討・実施すべき事項を述べたことは、「海洋をめぐる環境変化」の最初に「資源獲得競争の激化」を挙げたことと対応しており、海洋権益を重視している姿勢が窺われる。EEZと大陸棚の管理については、海洋管理における国と地方公共団体の役割分担の明確化とそのための法制面の整備を主張し、海域特性に応じた管理と開発を可能にすべき⁽¹²⁷⁾としている。

海洋産業の重視は経済団体として当然のことであり、中でも海洋エネルギー・鉱物資源（海洋再生可能エネルギーを含む）の開発を重点として扱っている点は他の提言と共通している。海運業も重要事項としているが、「環境問題への貢献」においてCCSやエコシップなどを項目としてとりあげている⁽¹²⁸⁾。「環境問題への貢献」では航路もとりあげ、北極海航路について触れている。

(5) 東京大学政策ビジョン研究センター・東京大学海洋アライアンス提言

海洋アライアンス提言⁽¹²⁹⁾は、「海洋空間ガバナンスの強化」、「海洋科学技術のガバナンスの強化」、「国際的な海洋ガバナンスへの対応と安全保障」の3つのガバナンスを掲げた。それに加えて「海洋政策推進組織の在り方」、「日本の海洋を支える総合力を有する人材の育成（海洋教育）」を重要事項としている。

同提言は、海洋政策のあり方を重要視している。「海洋空間ガバナンスの強化」では、米国の海洋空間計画の枠組みについて紹介し日本でも検討すべきとし、沿岸域の総合的管理につい

(123) 日本経済団体連合会 前掲注(94)

(124) CCS : Carbon Dioxide Capture and Storage (CO₂分離・回収・貯留)。「海底下地質構造調査を行ったうえで研究開発と実証試験を着実に推進すべきである。海底下でCO₂をメタンに変える細菌の培養技術やCO₂を吸収・固定化するバイオ技術も開発すべきである」としている。(同上, p.8.)

(125) 「天然ガス燃料船（外航船）や革新的省エネ船…などCO₂の排出量の少ないエコシップの研究開発や普及」について述べている。(同上, p.8.)

(126) 「排出されるCO₂を減少させ燃費の節減ができる船舶の航行ルート」の開拓と「北極海航路の開拓」について可及的速やかな検討を求めている。

(127) 海域特性に応じた管理及び開発について、以下のものを参考として紹介している。経済団体連合会「21世紀の海洋のグランドデザイン～わが国200海里水域における海洋開発ネットワークの構築～」2000.6.20. 日本経済団体連合会ウェブサイト (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/028.html>)

(128) CCSやエコシップは、海洋政策懇談会報告書の「海洋環境の保全（船舶に係る環境汚染対策）」のように、他の提言でも触れられているが、比較すれば、経団連提言でのとりあげ方が大きい。

(129) 東京大学政策ビジョン研究センター・東京大学海洋アライアンス 前掲注(118)

でも同じ方向性で取り組むべきとしている。洋上風力発電などの海洋再生可能エネルギーについても関係者の合意形成を重視している。「海洋科学技術のガバナンスの強化」では、将来の海洋産業を支える共通的・基盤的な科学技術の同定と戦略的研究開発、研究開発と国際標準化の連携、海底熱水鉱床等に関する海洋調査の民間企業移転への環境整備などを、「国際的な海洋ガバナンスへの対応と安全保障」では、自衛隊と海上保安庁の連携強化、船舶の航行の自由と安全の確保、北極海航路の潜在的利用国間の連携などを挙げている。

「海洋政策推進組織の在り方」では、米国の国家海洋会議⁽¹³⁰⁾と比較して我が国の体制をおおむね遜色ないとした上で、「事務局の在り方を再検討すべき」とした。また、参与会議について、ワーキンググループの設置や参与会議の支援機能の強化などを挙げている。なお、「宇宙分野との連携」もここで掲げている。

IV 総合海洋政策本部の動き

平成24年度に入って、総合海洋政策本部は次期海洋基本計画策定の作業を開始した。

1 見直しの動き

総合海洋政策本部は、平成24年5月には第9回会合を開催した。その第9回会合（平成24年5月25日）で、次期海洋基本計画の策定について、参与会議を開催し検討を進めること、秋頃に中間的な骨子案を作成すること、遅くとも平成24年度中に閣議決定を目指すことが事務局から説明された⁽¹³¹⁾。

参与会議は平成19年10月の第1回から平成21年3月の第5回まで開催された後、しばらく開催されていなかったが、平成24年5月に改めて10人の参与が任命されて⁽¹³²⁾参与会議第6回（同年5月24日）が開催され、その後は次期基本計画策定に向けた検討が継続して行われている。

参与会議の第6回で事務局から海洋基本計画の「進捗状況」の提示や海洋関連予算についての報告が行われ、それに続く第7回～第9回で諸施策の取組み状況が報告され意見交換が行われた。第8回の会議では「新計画の基本骨格イメージ」⁽¹³³⁾が事務局から提示され、参与会議の下にプロジェクトチーム（以下「PT」）⁽¹³⁴⁾が設けられた。第9回では各PTでの検討状況が、第10回で各PTの検討結果が報告された。平成24年11月27日に参与会議は「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」（以下「参与会議意見」）⁽¹³⁵⁾を総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に手交した。

(130) National Ocean Council : NOC. 海洋アライアンス提言では、「国家海洋評議会」と訳しているが、本稿では、本書他論文とあわせて「国会海洋会議」とした。

(131) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「新たな海洋基本計画の策定について」（総合海洋政策本部会合（第9回）資料2）（平成24年5月25日）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai9/siryou2.pdf>〉；「今後の参与会議の進め方（案）」（総合海洋政策本部参与会議（第8回）資料6）（平成24年7月30日）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai8/siryou6.pdf>〉

(132) 参与の任期は2年である。（I5「総合海洋政策本部」参照。）

(133) 「新計画の基本骨格イメージ」（総合海洋政策本部参与会議（第8回）資料4）（平成24年7月30日）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai8/siryou4.pdf>〉

(134) プロジェクトチームは、①海洋産業創出と振興、②海洋調査と情報一元化、③人材育成、④沿岸域の総合的管理と計画、⑤海洋の安全保障の5つが設置された。

(135) 総合海洋政策本部参与会議「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」；「各PTの報告書」（別添資料）；「参与会議意見書概要」（参考資料）（平成24年11月27日）（総合海洋政策本部参与会議意見の手交について）首相官邸ウェブサイト〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/sanyo_iken.html〉

その後、第11回会議（同年12月5日）で、事務局から「海洋基本計画の全体構成（新旧対比）」⁽¹³⁶⁾、「新たな海洋基本計画の全体像」（以下「全体像」）⁽¹³⁷⁾、「新たな海洋基本計画の全体像と参与会議意見及びPT報告該当箇所の対比表」⁽¹³⁸⁾が提示された。当初の予定⁽¹³⁹⁾では、平成24年秋あるいは11月に「中間的な骨子案」を作成することになっていたが、「全体像」は「骨子案ではない」⁽¹⁴⁰⁾とされている。

平成25年2月に海洋政策に関する意見の募集（パブリックコメント）が行われている⁽¹⁴¹⁾。この募集に際して示された資料は現行の海洋基本計画、参与会議意見、「全体像」の3点で、意見募集期限は平成25年2月25日である。

今後は、平成25年春を目途に「総合海洋政策本部において了承・閣議決定」というスケジュールが予定されている⁽¹⁴²⁾。

2 参与会議意見

参与会議意見⁽¹⁴³⁾は、次の5つの重点課題⁽¹⁴⁴⁾を掲げている。①海洋産業の振興と創出（海洋再生可能エネルギー、海洋エネルギー・鉱物資源開発、海運・物流政策）、②海洋情報の一元化と公開（データの一様性を確保するための基本方針、データの管理・公開の共通ルール（データポリシー）、検索・解析機能の強化、情報産業の育成）、③人材育成（学習指導要領における海洋教育の位置づけ、海洋国家基盤創造プログラムの具現化、産業の人材育成活動の教育機関の連携強化）、④沿岸域の総合的管理と計画策定（陸域と海域の一体的管理の強化、一体的管理の実現のための地方公共団体の取組み体制の明確化、海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築、沿岸域における津波、高潮、巨大地震等の対策の推進、離島の保全等）、⑤海洋の安全保障（海上保安庁及び海上自衛隊の体制の整備、海上保安庁及び海上自衛隊の情報能力及び連携の強化、国際協調、海上交通路の安全確保、救難・防災体制の充実）である。

特に①についてはPT報告で具体的な取組みまで挙げられている。海洋再生可能エネルギーは洋上風力発電を中心とし、①海域利用の法整備と協調・調整の枠組みづくり、②技術開発や導入・普及促進策の強化、③基盤の整備が3つの取組みとして記載されている。海洋エネルギー・鉱物資源開発については、次期計画期間が調査・研究の段階から事業化への移行段階と位置づけられている。海底鉱物資源において海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊、レアアース泥が、海洋エネルギーにおいてメタンハイドレートが大きくとりあげられた。また、海洋資源開発の共通技術基盤である深海底技術や資機材開発技術の高度化に伍していくための施策を次期基本計画で策定する必要性が説かれている。海運・物流政策については、国

(136) 「海洋基本計画の全体構成（新旧対比）」（総合海洋政策本部参与会議（第11回）資料7-1）（平成24年12月5日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai11/siryou7-1.pdf>

(137) 「新たな海洋基本計画の全体像」（総合海洋政策本部参与会議（第11回）資料7-2）（平成24年12月5日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai11/siryou7-2.pdf>

(138) 「新たな海洋基本計画の全体像と参与会議及びPT報告該当箇所の対比表」（総合海洋政策本部参与会議（第11回）資料7-3）（平成24年12月5日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai11/siryou7-3.pdf>

(139) 総合海洋政策本部事務局 前掲注（131）

(140) 前掲注（137）「あくまでも今後の政府部内の議論のたたき台とするために参与の意見を伺うべく作成された資料であり、骨子案ではない」との注が付されている。

(141) 内閣官房総合海洋政策本部事務局「海洋政策に関する意見の募集（パブリックコメント）について」首相官邸ウェブサイト
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/public/goiken.html>

(142) 「参与会議意見書概要」前掲注（135）

(143) 「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」前掲注（135）

(144) 5つの重点課題は、参与会議第8回で設けられた5つのPT（前掲注（134）参照）のテーマに対応している。

際海運に関して資源開発・輸送一体化大型プロジェクト参入のための官民連携、エコシップ技術開発と国際的環境規制導入の戦略的取組み、北極海利用の検討体制整備を、国内海運に関して海洋権益保全の観点で踏まえた離島航路への支援等が挙げられている。

参与会議意見は、5つの重点課題以外のものをその他としてまとめて述べた上で、施策の厳正な評価と評価に基づき選択と集中を図ることが重要とし、総合海洋政策本部の機能強化について、特に参与会議の提案及び評価に係る機能強化の必要性に触れている。

3 「新たな海洋基本計画の全体像」

参与会議意見公表後に事務局から提示された「全体像」⁽¹⁴⁵⁾の特徴を「海洋基本計画の全体構成（新旧対比）」⁽¹⁴⁶⁾からみると、現行の海洋基本計画と異なっているのは3点である。

「第1部海洋に関する施策についての基本的な方針」は「海洋政策を巡る現状と課題」、「新たな海洋基本計画において重点的に取り組むべき課題」、「新たな海洋基本計画における施策の方向性」の3つから構成されている。前二者の追加が現行の海洋基本計画と異なる第1点である。また、現行の海洋基本計画では基本的方針は海洋基本法の6つの基本理念に対応する項目からなっているが、新計画では「新たな海洋基本計画における施策の方向性」としてこれら6項目に「海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進」が追加されたことが相違の第2点である⁽¹⁴⁷⁾。相違の第3点は、「第3部海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項」に「総合海洋政策本部の見直し」が追加されたことである。

このように「全体像」の構成をみる限りでは、現行の海洋基本計画の構成の大枠を変更せず必要な追加・更新を行う形をとることが想定されている。12の基本的施策を扱う第2部とその他の事項を扱う第3部については内容の記述はない。第1部の内容をもう少し見ておこう。

「海洋政策を巡る現状と課題」は、5年間における実施状況や情勢変化をまとめるもので、最初の海洋基本計画に含まれていなかったことは当然である。実施状況として、「具体的成果が不十分と評価されているもの」、「更に施策を進化・強化することが必要なもの」として「海洋の開発、海洋調査、海域管理、人材育成・国民の理解、海洋産業の振興」が挙げられている⁽¹⁴⁸⁾。

「新たな海洋基本計画において重点的に取り組むべき課題」は、広範にわたる海洋政策の中で特に何に重点を置くかを示したもので、次期海洋基本計画を性格づける重要な箇所となる。その例示された内容は、海洋の開発及び利用の推進と海洋産業の育成と振興（海洋開発・利用への本格的な取組み、海洋エネルギー・鉱物資源開発及び海洋再生可能エネルギーの普及、海運業・造船業・物流業・水産業等の振興、新たな海洋産業の育成、海洋インフラの国際展開等、海洋環境保全との調和）、海洋の安全確保と国際協調の推進、海洋政策を支える基盤の整備（基盤の整備・充実、海洋調査の推進、海洋情報の一元化、宇宙からの情報活用、研究開発施策拡充、人材育成、国民への理解増進等）である。これらは、おおむね各種の提言等と同じ方向性を持つものといえよう。

「新たな海洋基本計画における施策の方向性」は、すでに述べたように6つの基本理念に対応した項目に人材育成・国民の理解増進を追加した構成で、その内容は参与会議意見の重点課題

(145) 前掲注 (137)

(146) 前掲注 (136)

(147) なお、「新計画の基本骨格イメージ」（前掲注 (133)）では、第1部の「次期計画における施策の方向性」に、「海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進」は入っていたが、理念4（海洋産業）は入っていなかった。

(148) 「海洋を巡る社会情勢等の変化」についても例示があるが本稿では紹介を省略する。

を織り込んだものとなっている⁽¹⁴⁹⁾。また、「水産資源の開発及び利用」や「水産業の健全な発展」に関しては「水産基本計画（等）に従って推進」とされているように、水産基本計画の最新版から関連部分を取り込むことが想定されている。

4 海洋政策の推進体制と基本計画の見直し手法

海洋基本法には総合海洋政策本部体制の見直しについての附則が存在しており⁽¹⁵⁰⁾、総合海洋政策本部という府省横断的推進体制について、その強化を訴えている提言が複数存在する。同様に、総合海洋政策本部参与会議の強化についても複数の提言が言及している。海洋基本法戦略研究会提言は事務局の強化も挙げている。関係団体の提言だけでなく参与会議意見も参与会議について「提案及び評価に係る機能の強化」を提言している。「全体像」は、第3部に「総合海洋政策本部の見直し」の項目を追加した。ただし、現時点ではその内容は決定されていない。

複数年にわたる基本計画を策定し、期間終了時に新たな基本計画に更新していく場合には、基本計画に基づいた実施計画の策定、各年度の評価と次年度目標の設定、期間終了時の評価と分析、それらに基づいて修正された次期基本計画の策定などといった形をとることが一般的に想定される。参与会議意見が「提案及び評価に係る機能の強化」を主張しているのは、海洋基本計画に従って施策を前進させていくためにこのような機能が不十分だと判断したためと思われる⁽¹⁵¹⁾。第1期の基本計画期間終了を目前にしている段階の海洋政策において、全てが満足なサイクル確立に至っていないとしても当然であるが、今後、試行錯誤を経ながら着実に推進体制と手法をより適切なものに修正していくことが望まれる。

おわりに

本稿では、海洋基本法に基づいて策定された我が国最初の海洋基本計画の主な内容を確認し、5年間の成果と情勢の変化を整理した上で、平成24年度の海洋基本計画見直しの動きを追った。また、各種団体から公表された次期海洋基本計画に向けての提言、参与会議意見、次期海洋基本計画のたたき台とされた「全体像」についてもその大枠を確認した。

本報告書が刊行される頃には、次期海洋基本計画が策定されているか、策定間近という状況にあるであろう。その内容はおそらく「全体像」で示された構成の中で、参与会議意見を踏まえ、関連する各種基本計画との整合性を図り、政府内部での調整を経て、追加・更新されたものとなるだろう。

新たな海洋基本計画が策定された後には、それに従って諸施策を実施していくことになる。平成24年12月の政権交代によって海洋政策の方向性が大きく転換されるとは考え難い⁽¹⁵²⁾が、

(149) 前掲注(138)に、「全体像」第1部のどこに参与会議意見（PT報告を含む）を反映させるかが示されている。

(150) 「本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」（海洋基本法附則2）

(151) 中原 前掲注(90)でも、評価の仕組みが整備されていないと指摘されている。

(152) 平成24年12月の政権交代時の「自由民主党公約」では、「メタンハイドレート・レアアース泥などを含む海洋資源開発への集中投資」、「国境を形成する離島を守り振興させる法律や、領海警備を強化する法律の制定」、「国管理への移行などによるハブ港湾の形成」、「漁港・水産関連施設整備予算」などをはじめとした現行の海洋政策と同じ方向性の記述が散見される。

諸施策の実施過程に影響を及ぼしうる成長戦略・経済政策やエネルギー政策等の今後の動向も注目される。